

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年二月六日から同年六月六日まで奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

平成三十年二月六日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 トナリエ大和高田（現オークタウン大和高田）
所在地 大和高田市幸町三番一八号

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり
収容台数 六七〇台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり
収容台数 四九九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり
収容台数 五一八台

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり
収容台数 四〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり
面積 四三八・五平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり
面積 二三六平方メートル

廃棄物保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり
容量 二八二立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面3―2記載のとおり
容量 五八・五立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三箇所

位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

（変更後）出入口の数 四箇所

位置 届出書添付図面3―2記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後九時まで

（変更後）午前六時から午後十時まで

三 変更する年月日

平成三十年八月二十九日

四 届出年月日

平成二十九年十二月二十八日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年二月六日から同年六月六日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（

平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで